

議 長 日程第3「議案第32号松田町公園条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第32号松田町公園条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。
令和2年6月2日提出、松田町長 本山博幸。
提案理由。施設の維持管理に要する財源を確保すること、並びに持続的かつ安定した施設の運営を図るため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。本件については担当課長の細部説明を省略し、質疑に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

町 長 いいんじゃないの。もう。

議 長 細部説明を求める異議がありましたので、担当課長の細部説明を求めます。

観光経済課長 それでは、議案第32号でございます。松田町公園条例等の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

この条例につきましては、提案理由に基づきまして、西平畑公園及び園内に所在します3つの施設の設置管理条例の入園料、また使用料を創設等するため、関係する4つの条例の一部改正をですね、一括で行う条例でございます。

それでは、それぞれの条例の改正内容につきまして御説明をさせていただきます。ちょっと資料が厚くなって恐縮でございますが、7枚ほどおめくりいただきまして、参考資料の1であります新旧対照表のほうを御覧いただきたいと思っております。なお、巻末のほうには参考資料2ということですね、従来より御説明を差し上げてまいりました、改正内容に特化した御説明を申し上げておりますので、適宜参考としていただければ幸いです。

それでは、参考資料1の1ページ目から5ページまで、5ページ目までにつきましては、まず、松田町公園条例の一部を改正する条例でございます。改正の趣旨は、来園者に安全に公園を利用してもらうために必要となる維持管理に要する経費を確保することを目的とし、持続的かつ安定した公園の運営を図るものでございます。

改正の内容は、大きく2つ。1つは、桜まつりで徴収してきました協力金ですね、これを入園料として創設をすること。もう1点は、平成8年度から据え置かせていただいておりますふるさと鉄道の乗車料、こちらの上限額のほうの改正をさせていただきたいということでございます。

恐れ入りますが、参考資料1の3ページを御覧いただけますでしょうか。ちょっとボリュームが多いので、細かくちょっと条文を読み上げるに至りませんが、まず、3ページ目にですね、入園料に関する規定を、第22条から第24条、こちらのほうで新設をしてございます。22条においては、特に後段です、町民及び町内のその在勤の方に関しては入園料を免除するというを条例に明記をしてございます。

同じく、すみません、この改正の関係で、5ページ目をすみません、御覧ください。5ページ目につきましては、入園料、これは18歳以上は500円、6歳以上18歳未満を300円、両方上限でございますが、とさせていただく別表第1ということで新設をさせていただきました。させていただきます。

そして、2つ目の改正内容でございますが、ふるさと鉄道の使用料の改正につきましてはその下の表、別表3ということでございます。12歳以上300円としていた上限額を、18歳以上500円とし、3歳以上12歳未満200円であったものを、3歳以上18歳未満300円ということで、上限額を改めさせていただきます。それ以外、新旧対照表、複数ページにわたっておりますが、おおむね新たに条項を加えたこと等による条ずれ等が主でございますので、その先に進ませさせていただきます。

続きまして、6ページ目を御覧ください。こちらは6ページから9ページにかけて、松田山ハーブガーデンの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例となっております。改正の趣旨は、利用者のニーズに応じた施設の利活用を可能とするとともに、持続的かつ安定した運営に必要な収入を確保することで、自立自走が可能となる施設とするものでございます。

改正内容といたしましては、ハーブ館のレストラン及び工房を時間単位、また月単位で占用的に貸出しをすることを想定した使用料の創設でございます。

6ページ目の第8条から第11条におきましては、ただいま申し上げた占用使

用、貸出しという新たな手続を規定した使用許可ですね、使用の手続等に係る許可の規定でございます。

また、7ページ目から…7ページ目のその第12条から8ページ目の18条にかけまして、こちらについては、ただいま申し上げた使用料の徴収の規定、また、使用者におかれるその義務、賠償責任、こういった規定を加えておるものでございます。

そして、9ページ目の第20条ですね、こちらにおきましては、指定管理者制度の導入を想定した利用料金の収入に係る規定として、料金の額はあらかじめ町長の承認が必要であることを規定しております。この規定につきましては、どの条例においても同様に規定がされて、町長の承認が必要ということでございます。

そして、使用料の金額につきましては、9ページ目に別表を設けてございます。レストランにつきましては1時間1万円、1か月であれば14万円、工房は1時間2,000円、1か月であれば3万円、これを上限として規定をさせていただいております。先ほどと同じように、それ以外の部分に関しましては条ずれ等の内容ですので、その先に行かせていただきます。

それでは続きまして、10ページ目を御覧ください。こちら、13ページ目にかけまして、松田町西平畑公園管理交流施設、いわゆる子どもの館の関係でございますが、の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例となっております。

改正の趣旨につきましては、子どもの館の魅力を生かした多種多様な事業への利活用を図り、施設の維持管理等に要する財源の一部を確保することを目的とし、持続的かつ安定した施設の運営を図るものでございます。

改正の内容はこちらも大きく2点でございます。1つは、今後指定管理者制度の導入を念頭に、同館で開催するイベントにおける入館料の創設。2つ目といたしましては、現在の占用使用料が比較的安い状況でございますということから、1つ目の改正と同様に、指定管理者制度の導入が念頭ではございますが、こちら上限額を改めさせていただくものでございます。

参考資料1の10ページ目でございますが、入館料に関する規定、こちらは第

6条から第8条で新設をさせていただきます。また、ちょっとこちらについてはですね、条例上の明記はございませんが、規則等におきまして、町民の方については原則入館料の免除ということを予定しておるものでございます。

恐れ入りますが、13ページ目を御覧いただけますでしょうか。入館料に関してでございます。18歳以上500円、6歳以上18歳未満300円を上限とする別表第1を新設させていただきます。

そしてですね、2つ目の改正内容でございます。子どもの館の占用使用料の改正につきましては、その下の表、別表第2におきまして、1階1時間1万円、2階においては同3,000円、全館となった場合は合算の額ということで、上限額を同じように改めてございます。こちらの改正につきましては、改正の幅が大きいことでございます。ただ、運用につきましては、何度も申し上げて恐縮ですが、指定管理者制度の導入が前提となる。例えば、また、使用される内容、例えばコンサートなどですね、相応の参加費を徴収するイベントなどが想定されるものでございます。それ以外は先ほどと同様なので、その先に行かせていただきます。

最後に、4つ目の条例でございます。14ページ目をお開きください。こちらにつきましては、17ページ目までにかけてまして、松田町自然館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例となっております。

改正の趣旨でございます。自然館の特色である森林や自然を生かした多種多様な事業への利活用を図り、施設の維持管理等に要する財源の一部を確保することを目的とし、持続的かつ安定した施設の運営を図るものでございます。こちらも改正内容は大きく2点でございます。今後指定管理者制度の導入を念頭に、同館で開催するイベントにおける入館料、また占用の使用料を創設してございます。考え方につきましては、子どもの館と少し類似する部分がございますので、ありますが、こちら、自然館の条例につきましては、使用料等を頂く規定がなかったことから、両方とも新設ということでございます。

14ページ目におきまして、入館料に関する規定を第6条から第8条で新設をさせていただきます。こちらも条例上の…失礼。すみません。条例上で明記をさせていただきますが、規則におきまして、町民の方につきましては原則入館料の免除

を予定しておるものでございます。

同じく16ページ目を御覧願います。入館料につきましては、別表のほうですね、18歳以上500円、6歳以上18歳未満300円を上限とする別表第1を新設してございます。金額は子どもの館と一緒です。

そして2つ目の改正内容でございます自然館の占用使用料の改正につきましては、14ページ目から15ページ目にかけて使用料の徴収に係る規定を、また、16ページ目から17ページ目にかけて、別表第2ですね、こちらにおいて観察室1時間1万円を上限と定めてございます。こちらにつきましても、子どもの館同様でございますね、指定管理者制度の導入が前提と想定しているところでございます。

改正条例の説明は以上となるんですが、恐れ入ります、議案の最終ページであります11ページ目を御覧いただけますか。附則でございます。施行期日は公布の日とさせていただきます。ただ、この改正につきましては様々な影響が想定されますことから、そういったことを念頭にですね、しっかりと周知期間が必要であるというふうにも考えております。実施に当たってはしっかりと周知期間を設けて実施ということで考えてございます。

以上で、議案第32号の説明とさせていただきます。不慣れな説明で恐縮ですが、御審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

11番 寺 嶋 まず最初にですね、改正の趣旨ということで、公園の必要なくなる維持管理に関する財源の確保を目的とするということなんですけども、この公園、公園と3つの施設に関しまして、全体で収入の見込み、それから支出の見込みということで、公園全体維持管理費、あるいは指定管理費の委託料、それから一般財源投入なんですけど、こういうことでの財政推計、年間単位とか月単位とか、そういうのが出てましたらお示しをしていただきたいと思います。

あとは、指定管理者制度の想定といいますことで、見込んだ料金体系ということなんですけども、これは全体を指定管理者1者に任せるといふことの意味合いでよろしいんでしょうか。まずその辺からお伺いします。

観 光 経 済 課 長 ただいまの御質問でございます。1点目、全体の収入の見込み、また…いわゆる収支ということでございますが、こちらについては、産業厚生の常任委員会

のほうでいろいろと御意見を頂戴しているところでございます。推計といたしましては、数字がまだ委員会でもお示しをできてない部分でございます。ただ、従来どれぐらいかかっていたかというところは、委員会の中でもお示しをさせていただいておるところでございますけども。決算ベースでいきますと、平成30年度の決算で、ただいま申し上げた公園全体の関係ですね。収入が3,688万4,407円。西平畑公園全体の収入としてということでございます。今、御質問が全体ということでしたので、収入は全体でこういうことです。支出につきましては、5,521万8,074円でございます。つきまして、収支につきましては、マイナス1,833万3,667円という収支がでございます。

こちらにつきまして、今回の改正でですね、どういった影響があるかということ、仮に今現在お示しできる数字で申し上げますと、まず入園料。こちらに関してでございます。こちら今、協力金ということで、皆様から協力をいただいている収入でございます。この協力金がですね、直近でございますが、令和元年度の桜まつりにおきまして、1,324万5,573円という収入をしておられます。協力金をいただいております。まず、これが1点。また、先ほど来御説明申し上げた各施設の占有使用料等々がございまして、ここは大きい、上限額の設定ですので、運用に関してはまたもう少し下めになるのかなというところもありますけども。中でも、ふるさと鉄道。ふるさと鉄道に関しては、大人…例えば100円料金が上がることで、年間の利用者の中で、100円大人の方からの徴収を上げるだけで、おおむね100万円程度の収入増が見込まれるところです。こういった部分を、当然今言ってるのは、収入のいい話ばかりしましたけども、支出のほうも鑑みまして、推計というのがより計数の整理ができるのかなというふうに考えてございます。

2点目でございます。指定管理については、全体か一部かという話でございますが、今回の改正につきましては、全般で御提案をさせていただいておりますので、公園全体を視野に指定管理者制度を導入したいというふうに、担当としては考えてございます。以上です。

11番 寺 嶋 全体的にはおおよそわかったんですけどもね。ただ、公園ということで、この全体施設もですね、地方自治体の全体の持ち物ですからね、民間の考え方で

いくと、確かに赤字だから、ある程度料金をね、取らなきゃいけないみたいな、そういう感覚ではね、やっぱりちょっとおかしいのかなと思います。公の施設ということですからね。やっぱりなるべく、そういうことですね、見たら、今度の中身はですね、今駐車場、1,000円と500円ということで取っております。子どもの館も一応は有料になっておりますけども、新たに入園料、それから入館料、使用料ということで。これで結局今ほとんどない段階にね、新たにこういうことで負担を…料金をね、設けるということは、相当な来園者の負担増になるということなのでね、私はちょっとこの辺はいただけないと思います。ですから、来園者の負担増を考えた場合ですね、どのように考えているのか。負担をね、ある程度していただくというのはわかりますけども、その考え方。

それからハーブ館ですけどもね、今度新たに1か月単位で14万円ですか、使用料。この根拠というのは、どのようになっているのでしょうか。その辺についてお伺いします。

観光経済課長

ただいま御質問3点ほどかと思えます。1点目。まず、民間に指定管理委託をした場合に、料金的なもの、民間の当然経営の中でどうなのだというお話かと思えます。こちらに関しましては、まず指定管理の考え方の原則に立ちますと、当然民間の方をお願いする際は、サービスの向上ということが、利用者へのサービスの向上、これがセットになろうかと思えます。サービスの向上というところに納得がいただければ、当然お金を払う方もやはり厳しいだろうというところでありますと、サービスの向上がセットとなっていた場合の民間の収支だけを抱えるのではなくて、というところが大事なのかなというふうに思っております。

2つ目。来園者の負担増ということも答えは今のところと相通ずるのかなと思えます。当然、その負担をするに当たって、それに見合うサービスがなければ、お客様は来ないものというふうに考えております。当然、今言ってるのは、仮に指定管理者制度のお話でございますが、指定管理者制度、当然議会の議決を賜らなければ指定管理者が決定するものではございません。この議会の場におきまして、当然、出てくる指定管理者からの提案内容、収支計画、今言った利用者の負担に関しても明らかにした中で、皆様に御審議をいただくものと考

えております。そういった中で、そのバランスをですね、しっかりと取らせていただくことができるのかなど、このように考えてございます。

また、ハーブ館の最後、3点目ですね。14万円という根拠でございます。例えばの話で恐縮なんですけども、駅前ですね、いろいろな物件の金額も調べたりしました。そういった中で、例えば20坪ぐらいで、駅前の物件でですね、大体12万円ぐらい。月12万円ぐらいというのが家賃の相場というふうに…すみません。ちょっと少ない根拠ながら調べさせていただいたことがございます。そうしますと、ハーブ館のレストランは30坪。約100平米でございます。そうしますと、そこら辺でバランスは多少取れるのかなというふうに、試算の根拠としては、そこら辺を参考にしながら検討したものでございます。

11番 寺 嶋 根拠はわかりましたけどね。あとはですね、時間貸しの時間単位の使用料ね。確かに今回示されていますのは、入園料とか入館料、あるいは使用料はね、限度額なんですけども、1時間1万円というのはね、いくら限度額といえどもね、これはちょっと来園者の感覚と私の感覚ではね、高すぎると思います。仮にですよ、教育施設と比べると、ちょっと比べることはいいのかどうかわかりませんがね、教育施設は大体ね、文化センターとか。公民館はもっと安くなっていますけども。文化センターだって、大体そんなに3分の1ぐらい、1時間当たりね、割返したらなっておりますけどもね。ですから、私はね、この限度額1万円というのは、やっぱり半分ぐらいにね、やっぱり抑えると。これはサービスということね。これは1万円はちょっと私は納得できませんので、もっと下げるということを、5,000円ぐらいに下げるということをね、していただくという提案です。

そういうことでありますのでね、ぜひ。それから、周知期間が必要だということなんですけどもね。ただ、この条例を公布の日から施行するということで、周知期間は全く今までの説明ではね、なかったような気がするんですけども、この周知についてはどのようにお考えでしょうか。それをもって私の質疑を終わります。

観光経済課長 ただいま頂きました周知期間でございます。こちらの条例、確かに読むと、公布の日からということではございますが。例えば、公園内には駐車場という施

設もございます。同一の条例の中ではございますが、その駐車場についても本来は使用料を徴収するというようになっております。ただ、その使用料を徴収するというをしておりますのは、イベントの期間等に今限定をさせていただいておるところです。当面、こちらのその条例の考え方の入園料という形はですね、まず直営ということを考えた場合には、この公布の日からすぐに毎日公園に来たから入園料を頂くという話にはするつもりはございません。そこは運用の中です、徴収をする時期を限定するように、条例の中の運用をうまくさせていただいて、今現在考えられるのは、すごい簡単に申し上げますと、従来のところからいけば、桜まつりというふうに考えておるところです。

町 長 寺嶋議員にお伝えをしておかなきゃいけないこともあるので、ちょっと私のほうから補足をさせていただきます。議員が議員でないときにですね、こういう歴史があったということで御認識いただければと思います。過去に指定管理の期間が切れて、次の指定管理に延長するというようなことで、そのためにサウンディングということで、既存の指定管理の業者さんに、これから継続してやっていただきたいという思いがある中で、どういった条件だったらどうだという話をしたところですね、議員…企業さんとしては、今の収入。その当時の指定管理料600万円ではやっていけないということでした。それはもう報告もあったかもわかりませんが、そういったときがありました。そのときに、議員の皆さん方にお諮りしたのは、駐車場料金を桜まつりのときだけ500円から1,500円に上げさせていただきたいというふうに条例を我々のほうが提出しました。結果的に、修正議決ということで1,000円ということに、上限ですね。上限1,000円ということになったことに伴い、企業側としてのメリットがないということで、指定管理業者さんが御意向的なところへ当てはまらないで運営できないということで、手が挙がりませんでした。そこから松田町が直接、直営というふうな道に行かざるを得なくなったということが、現状に至るところです。途中、昨年も指定管理料、例えばゼロというふうなところの場合に、どうということか、提案者があるかというようなことのサウンディングと募集もかけたところ、やはり手も挙がってこなかったと。しかしながら、興味を持っている企業さんが2つほどありました。やはり魅力ある場所です。ただ、今

の料金設定では、とても手を挙げられるような状態じゃありませんというようにことです。

ですから、今回の数字の根拠等々は、各今課長から話ありましたように、今の現状のままでは、町が毎年約2,000万ほどの赤字を背負うことを見て見ぬふりをするというわけには、私的にはいいと思ってません。ですから、先ほど議員がおっしゃるように、町民の公園としての利活用については、我々としても無料だということを前提に事を提案をしてるところでもございます。できましたら、町民の方々にも納得いただけるような利活用をすることによって、サービスの対価として受益者負担ということで御負担をいただく部分はあるかもわかりませんが、今のままでは、それ以上のことをやればやるほど町民負担が赤字になってしまうといいましようかね。今このコロナとか、こういったことがあつてるところを予測したわけじゃないですけども、こういったときに、このままあそこに毎年毎年同じような格好でお金を投入していくかということ、ちょっと将来、松田町大丈夫かというふうな思いも、正直あります。ですから、そういった点では、あくまでも上限ですけども、指定管理業者さんがいなくても、町が責任を持って運営していくためには、上限として一応やってるだけで、今のまま桜まつり、例えば入園料取りますというふうなことでも言っても、500円取れないですよ。今のままでは、300円…今200円ですよ。200円取ってる。ですから、そういったところで、あとプラス100円とか50円とかということがあるかもわかりませんが、そういった、やっぱお金を払う側の対価といいましようかね。納得できるようなイベントにするためには、これは受益者負担の原則は、少なからずあろうかというふうに思っておりますので、そういった観点で、指定管理が来るのを大前提ではないということです。来なくたって、我々はやっていかなきゃいけないです。ある以上。閉鎖するわけにいかない。それは、しっかりと我々の思いだけじゃなくてですね、条例の中に入ってるメニューとして御理解いただければというふうに思っております。以上です。

11番 寺 嶋 町長の答弁ありましたけど。これに関してね、町長の意気込みは一応わかりましたということで、質問終わります。

6番 井 上 3点か4点ぐらいあるんですけども。まず1点目は、町のほうのですね、

法制執務の担当者のほうにお伺いをしたいんですけども、この議案第32号の
ですね、松田町公園条例等の一部を改正する条例ということで上程されました
が、内容的に見ると、松田町公園条例と子どもの館、ハーブ館、自然館。これ
をですね、一括で上程をされたというところの判断として適当であったのかと
いうところをですね、お伺いをしたいと思います。例えば、似通っているよう
なですね、松田町の条例の中で、例えばさまざまな基金…財政調整基金をはじ
めとした基金条例なんかはですね、例えば名称を改正するとか、何かそういっ
たもので同じような内容のものが列記されているところを一括で改正するとい
うふうなことは想定できるんですけども。今回ですね、それぞれの条例の一
部改正を一括でされるとですね、私もこれについては賛成だけど、これにつ
いてはちょっとどうかというところを感じるわけなんです。ですので、まず
は法制執務担当のほうとしてですね、こういうふうな複数の条例をですね、一
括上程されるということの考え方について1点お伺いをします。

参事兼総務課長 ただいまの井上議員の御質問にお答えをさせていただきます。我々もいろ
ろ資料とか、法制執務の中でいろいろ調べた結果ですね、同一趣旨であるもの
は一括上程して良いということの結果のもとに、今回上程をさせていただいて
おります。

6 番 井 上 同一趣旨であるということですけども、これはですね、例えば公園条例の
ほうは様々な条例改正があつて、あとはですね、例えばハーブ館等は、先ほど
町長のほうの説明もありましたけれども、やはり指定管理を念頭に置いた財源
的なものを補填するための条例改正と。あとは、消費税等が3%から10%に上
がったことによる改正というふうにですね、ちょっと様々なものが含まれてい
てですね、とても同一趣旨とは思えない。同一趣旨というのが、場所的なです
ね、西平畑公園内というふうな、ある施設等に限ってというふうなね、限定を
されるかどうかの考え方によるかもしれませんけれども、ただ内容的にはです
ね、ちょっと違うのではないかなというふうに思いますが、同一趣旨の説明と
いうのを、再度説明をお願いします。

参事兼総務課長 今回内容的には、料金改定を含めたということがありまして、その中で同一
趣旨という判断をさせていただきました。以上です。

6 番 井 上 じゃあそれはですね、一旦置いておきまして、私としてはちょっとこの4条例ですね、本当に…これは賛成できるけど、これはちょっと首をかしげるかなというふうなところもあるということで。そうするとですね、全体を一つの採決をするときに、どちらにしたほうがいいのかという判断が迷うところがあるということですね、言わせていただきます。

2点目といたしましては、松田町の公園条例です。公園条例の冒頭にどういったことが書かれているかというところでですね、「この条例は、町立公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする」というふうには、第1条でうたわれております。なので、ここですね、桜まつりのときの協力金をですね、入園料に置き換えてしまうと。ただ、第22条のただし書きの中で、町民及び町以外の者で町内に在勤する者は免除するというふうにはうたわれてはいますが、これが公共の福祉の増進に寄与するのかというところですね、担当課長の判断として、公共の福祉というのはどういうものかというのはですね、私も昔ですね、中学校の頃に、憲法の勉強なんかをしたときにですね、出た話だというふうには思ってますけれども。町外の住民というのは、この公共の福祉の枠から外しちゃって構わないのかというところ辺りですね、担当者の説明をお願いをしたいと思います。

観 光 経 済 課 長 ただいま御質問いただきました、まず1点目でございます。公園条例の目的を御説明をいただいたところです。こちらにつきましては、今現在、産業厚生常任委員会の中でも、公園の定義、意義とは何ぞやということから問いかけを頂戴したところでございます。いわゆる、公園というものをいろいろひもときますと、人々のレクリエーション空間、良好な都市景観の形成、いろんな目的が、いわゆる公共の福祉と言われる定義がございます。

こういった中で、まず西平畑公園というのは、公園、いろいろな施設含まれてございますけれども、一つ、公園機能として、公共の福祉というのはしっかり目的、意義として整理をさせていただいてございます。公共の福祉に寄与する…負担の公平性のお話もちょうと頂きましたけれども、一つとしましては、この公園に対しての支出が先ほど町長からの御説明もあったように、多額の費用が投入されて、特にそれを大きく担っているのが、町民の方に担っていただい

るところです。じゃあ、町外の…町民がまた町外に行ったときはどうかという議論も当然にあるのは承知はしてございますが、やはり、通常の公園と比べて、金額的に負担している割合というのが高うございます。そうしたバランスの中で、私の中では町外から来る方に関しては、全部では当然ないんですけども、一部負担をしていただけたらなという思いで整理をしてございます。

6 番 井 上 財政的な部分というのは、なかなか松田町の小規模団体、小規模財政の中では話としては理解できますけれども、そこがですね、考え方ですね。公共の福祉の増進というところで。この場合ですね、先ほどちょっと様々なところで運用でという話があったんですけども、今もう条例の運用で、例えばですね、公布の日から施行するのは運用で、実際に徴収するのは運用でやりますというふうな説明いただけてますけれども、それはあくまでも、執行者側の考え方であってね、今は、もう例えば公布の日から施行するのであれば、議会側としては、例えばもうここで…例えば7月1日に公布されたら、7月1日から有料化になるんだというふうな理解しかないわけですよ。そこを運用で半年先とか周知期間を求めるとするのは執行者側の考えなので、今ここでの議論の前提としてはですね、公布の日からやるのであれば、そこからもう有料化になると。例えば、この公園の入園料についても説明の中では、例えば桜まつり期間に限って運用するので、じゃあ、だからこの条例は通してほしいというふうなね、論拠は出てくるかもしれないんですけども、それは違うと思いますね。もうここで条例化されれば、また、まして、例えば指定管理をされるのであれば、もう指定管理者はそこで取れるというふうに条例で規定されていけば、もう通年を通じてね、取りますよというふうな考え方を持つかもしれません。

その中でですね、一つ教えていただきたいんですけども、公園の中の、例えば西平畑公園の場合には、ふるさと鉄道の乗車料というふうなところでの有料化というのは、ほかのところの公園の中でもですね、あると思います。そういった施設を利用すること、特定の人たちが利用する部分は有料ですけども。でもね、公園というのは、基本的にはほかのところへ行っても入園料を取るのは公立の公園ではほぼないのではないかなというふうに思いますが、そういった事例があればですね、教えていただきたいというふうに思います。

観光経済課長　ただいま、公園に関しては無料が原則だというお話を頂戴しました。すみません。ちょっと調べる内容は多岐にわたってはおりませんが、例えば、湯河原町の幕山の梅ですかね、の関係におきましては、今考えておりますスキームと同様の期間に入園料を頂くという形を取っているというふう聞いてございます。

6 番 井 上　わかりました。そういった事例もあるということですが、数が少ないのではないかなというふうには思います。

あとですね、先ほど11番議員のほうの質疑の中にもあったんですけども、ここで4条例を出す…全条例を一括でやるかどうか適当かどうかというのはちょっと置いておきまして、全体のシミュレーションをですね、ここで出さないということの中で、まずその前の前提ですけども。子どもの館とですね、自然館の入館料の記載がありますけれども、それぞれ300円、500円ですか。これについては、松田町民とか松田在住・在勤者の適用除外というのはないというふうにして読んでよろしいのでしょうか。

観光経済課長　ただいま御質問いただきました入館料、2施設に関してでございますけども、条例上の明記はございませんが、先ほど御説明したとおり、規則のほうで原則無料とするような規定を設けたいと、担当として考えてございます。

6 番 井 上　ちょっと公園条例だけですね、公園条例の中で、22条でそういう規定が、免除規定がありますよね。それを規則で設けるというのは、ちょっと適当ではない。もし設けるのであれば、そういった規則をですね、ここで掲示していただかないと、じゃあ、私たちはどういうふうにな、判断をすればいいのか。先ほども言ったように、運用とかですね、規則で管理するという問題ではなく、町民に直接ですね、影響が及ぶかもしれないことであると思います。そこはですね、ちょっと規則で適用除外を規則で設けるというのは、整合性が、松田町公園条例とのですね、整合性が取れないということで適当ではないというふうには、私は思います。

また、最後になりますけれども、先ほど11番議員のほうで、収支についての質疑がありました。その中でですね、やはり、今の自然館とか子どもの館がこのままの条例であれば、全員ですね、利用者については、その入館料を徴収するというふうには、これから読めるわけですね。そうすると、その中で、収支のシミュレ

ーションとしてですね、利用者の減少というところがですね、どの程度見ているのか、それらのシミュレーションを示されないで、先ほど全体で経費としては1,833万円ぐらいの赤字だという説明がありまして、それに対して、桜まつりの協力金だけで1,300万あるというふうな話ですけどもね、ちょっとそういうふうな、今までの実績等を踏まえた中で、今後の有料化に伴う利用者数の減額プラス利用料の増収分、そういったものを示されないでですね、ちょっとここで判断を求めるといのは、大分、この条例の適否のですね、判断を求めるといのは適当ではないのではないのかなというふうに思います。産業厚生常任委員会のほうでも勉強会をやられてきたという中でですね、大分、時間はあったんですけども、それにしても、まだ出されないということで、その辺の説明をお願いをいたします。

観光経済課長　　ただいま、シミュレーションのお話がありました。まだ示されないことに関して、すいませんちょっと間に合ってなくて、大変恐縮でございます。ただ、産業厚生常任委員会の中では、先ほど申し上げたように、まず公園の、その西平畑公園の意義、役割、こういった基礎的な部分から御議論を積み重ねていただいております。そして、例えば、その公園の木のまた付加価値的な地域振興機能ということで1回整理をしておりますけども、こういった議論も、ある程度、御理解をいただけてるのかなというところまでは来てございます。その先のシミュレーションにつきましては、担当のほうでも、今、少し準備を鋭意進めておりますので、できる限り早くお示しをしたいと、そして御議論を賜りたいと考えてございます。以上です。

6 番 井 上　　じゃあ、それが出るまでは、一旦結論としては出せない。議会のほうもですね、そういったものが出されなければ、じゃあ、どうなるんですかと。財政的には同じなのかね、プラスになるのかマイナスになるのか分からないと、議会としてもね、結論は出せないのではないかなというふうに思います。以上で終わります。

議 長　　ほかにごありますか。

4 番 平 野　　すみません、当該委員長なんですけれども。委員会の中でいろいろな、また付託になって話をしていくんですけど、先ほど井上議員がおっしゃったよう

に、結構時間をつくりながら議論をしてきたつもりなんです、ほとんどというか、全然最初に全協とかで提案されたままの形で提出をされたということで、やっぱり委員会での何か、いろんな話はどこに行っちゃったのかなというのが、ちょっと正直なところなんです。

あとは、もう一つ気になっているところが、委員会でもちょっと1回問題になったんですが、コロナ禍でいろいろと各議員もそれぞれ人に会っていろいろな意見を聞くことがなかなかできない中で、パブリックコメントみたいなことはしないのかというようなことも、ちょっと声が上がったんですけども、それもないまま上程されてしまったので、これから委員会預かって議論をしていく中で、これはなかなか大変なことになるなというのが正直委員長としては思っているところなんです。これまでの、そういった議論の経緯をどの辺に盛り込んで上程されてきたのかというのを、もう一度伺えますか。

観光経済課長 産業厚生常任委員会では、様々な御意見をいただいております。今回の議案の中のどこにという部分でございますが、大変恐縮でございますが、その運用面のお話を何点かさせていただいたところでございます。あと、その条例上の明記としては、全員協議会でお示ししてきていたところから、入園料に関しては、町民の方は無料とさせていただくというような規定を、まず加えさせていただいたところ。そして、繰り返しになりますが、運用面に関しては、当面、その委員会での御議論も踏まえまして、町として考えている、直営としてできるというところに関しては、先ほど町長からも御説明をいただいたところかというふうに思っております。また、パブリックコメントの話も、確かに委員会の中では出ましたが、これにつきましては、その委員会の中でも、いろいろ意見があったように私は記憶をしておりますので、町民の方向けのパブリックコメントなのか、もう少し、来園者という観点からなのかというような御意見が、委員会の中であったように記憶をしているところです。以上です。

議長 よろしいですか。

4番 平野 パブコメに関しては、必ずしも有効ではないという意見も、あったものがあったんですが、それにしても、結局、この3月から今の時点に至るまでの委員会の中での話というのを、なかなか町民には話して、ほとんどないんですね、

私も。これから、だから委員会で預かった中で、町民の方には、興味がありそうだなという方には話をしていこうかなとは思っているんですけども、やはり、これはちょっと条例改正であっても、広く町民の意見を聞きたいところではあったものですから、なかなかこれはどういうふうに進めていいか、すごく悩んでいるところなんです。でも、こういうふうの上程されてしまうと、また、そこからパブコメを取るといって、この間の再エネのようなことになって、それもちょっと困ったなと思っているところなんです。ちょっとそのところが、出す前にいろいろと、どんなふうにしちらのほうで整理されたのかというのは、すごく気になっているところなんですけれども。

町長 質問、相談ですか、質問ですか。

4番 平野 そういった議論はどういうふうにあったんでしょうか。

観光経済課長 答えが、ちょっとまた同じふうな感じになって恐縮なんですけども、当然委員会で出た内容というのを踏まえて、積み重ねはしてきています。ただ、前からですね、全員協議会を通じてなり、スケジュールを議員の皆様にもお示しさせていただいている中で、このスケジュールをしっかり踏んでいきたいというのが、まず、担当としての思いでございます。ただ、当然、議会に提案させていただくというのは、いろいろな御意見があることも承知はしておりますので、簡単にといい方は大変恐縮ですけども、いろんなまだ御意見をこうやっていただくんだなという覚悟のもと、提案をさせていただいたということで御理解をいただければと思います。

町長 平野委員長さんには、本当にこの3カ月間、コロナの状況の中ですね、産業厚生委員会ということで、いろいろ御議論をいただいていますこと、まず感謝申し上げます。本当ありがとうございました。私も、委員長と同じように、3か月間一体何をしていたんだというふうに思っているところも、実はなくはないです。なくはないです。しかしながら、このハーブ館もそうですし、文化センターもそうですし、いろいろと松田町の今後の行く末を見た中で、財政推計を相当時間をかけて、いろんなことやってきた記憶があります。それは私だけじゃないと思いますけども。そういった点でいくと、こういった課題に…課題といいましょうかね、こういったことについては、我々から提案がないと議論

にならないかという部分は、いささか、議員さんと我々が両輪だというふうな、よく話があったりだとか、いろんな我々の失敗をもとにですね、反省しながらやっていく中で言うと、お互いにいろんな議論をしながらやっていかなきゃいけない。まさに能動的にですね、受動的じゃなく、言われたことをやるんじゃなくて能動的に、お互いで提案をし合って、どうすればいいかというのをやるべきことであるというふうに思っています。ですから、このコロナ禍の状況であつてもですね、こういった議論は尽くされるべきだと思いますし、今回この議案を出させていただいたから、これですぐ今日、明日認めろというようなことなんかは思っていないところもあります。ですから、委員会のほうに出させていただいて、先ほど井上議員からもありましたように、様々なまだまだ足らなかったと思われるような説明責任を果たすための準備をですね、しっかりとやっていくような時間を頂きながら、しかるべきときにですね、皆さんと同じ意見の中で合意を求め…できたらなというふうに考えておりますので、その節にはよろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長 よろしいですか。（「はい」の声あり）ただいま議題となっています議案第32号松田町公園条例等の一部を改正する条例は、産業厚生常任委員会へ付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって議案第32号松田町公園条例等の一部を改正する条例は、産業厚生常任委員会へ付託の上、審査することに決定しました。産業厚生委員会は審査をよろしく願いいたします。